（特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に要する費用の負担）

第二十八条　法第十一条第四項の規定により同条第一項の被災県が負担する金額は、特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に要する費用の額（急傾斜地法第二十三条第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額から負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、当該被災県が自ら当該特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として当該被災県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

（権限の委任）

第二十九条　第二十六条第一項及び第四項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長に委任することができる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）	第十三条において準用する第十二条第一項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務（同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第一条の五第一項第一号、第五号から第六号の二まで、第十二号又は第十五号に掲げる権限に係る事務を行つたときの通知に係るものに限る。）

総務大臣　片山　善博
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　直人

省　令

○国土交通省令第三十八号

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号。以下「震災復旧代行法」という。）に基づく事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、地方整備局に対して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

第八条第一項第三号中「一級河川」の下に「並びに震災復旧代行法の規定に基づき直轄で事業を行う二級河川及び準用河川（第四十四条第二項及び第八十八条第三号において「一級河川等」という。）」を加え、同項第九号中「及び地すべり防止区域」を「、地すべり防止区域内及び急傾斜地崩壊危険区域（震災復旧代行法の規定に基づき直轄で事業を行う区域に限る。）」に改める。

第九条第一項第三号中「（以下「直轄国道」という。）」を「並びに震災復旧代行法の規定に基づき直轄で事業を行う都道府県道及び市町村道（以下「直轄国道等」という。）」に改め、同項第五号、第八号、第十一号から第十四号までの規定、第二十号及び第二十一号中「直轄国道」を「直轄国道等」に改める。

第四十四条第二項中「一級河川」を「一級河川等」に改め、「地すべり防止施設」の下に「、急傾斜地崩壊防止施設（震災復旧代行法の規定に基づき直轄で事業を行う急傾斜地崩壊危険区域内のものに限る。）」を加える。

第五十一条の二第二項、第五十二条第二項第二号、第五十四条の二第二項及び第五十四条の三第二項中「直轄国道」を「直轄国道等」に改める。

第八十八条第三号中「一級河川」を「一級河川等」に改め、同条第十一号中「及び地すべり防止区域」を「、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域（震災復旧代行法の規定に基づき直轄で事業を行う区域に限る。）」に改める。

第九十六条から第九十九条までの規定及び第百一条から第百四条までの規定中「直轄国道」を「直轄国道等」に改める。

第百四十条中第八項を第九項とし、第三項から第七項を一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、地方整備局長は、国土交通大臣の承認を得て、河川国道事務所等に対して、その管轄区域及び所掌事務の定めにかかわらず、震災復旧代行法に基づく事務を分掌させることができる。

附　則

この省令は、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律の施行の日から施行する。

○国土交通省令第三十九号

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第四条第四項及び第十一条第五項並びに東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）第六条及び第二十九条の規定に基づき、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律及び東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令の規定による権限の委任に関する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律及び東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令の規定による権限の委任に関する省令

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律第四条第二項及び第十一条第二項並びに東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令第四条第一項及び第四項並びに第二十六条第一項及び第四項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。